

# 成田市電子入札約款

制 定 平成24年 4月 1日

施 行 平成24年 4月 1日

## (目的)

第1条 成田市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び成田市財務規則（昭和44年規則第13号、以下「規則」という。）等その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場等について疑義があるときは、指定期日までに質問をすることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書（以下、「公告等」という。）に示した日時（以下、「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、成田市入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札書の提出に際し、成田市が案件ごとに用意する内訳書及び（配置技術者等）調査票を電子入札システムからダウンロードし、必要事項を入力の上、添付しなければならない。

6 入札参加者は、システム障害等により入札書が送信できない場合、紙による入札をすることができるものとする。ただし、この場合、紙入札方式参加承諾願を提出し、承認を得ることとする。

7 紙入札方式による入札が承認された入札参加者は、入札書に入札金額及び3桁の電子くじ番号を記載しなければならない。電子くじ番号を記載しない又は不明瞭である場合、電子くじ番号は「000」と記載されているものとみなす。

## (入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札書提出以降、入札書受付締切予定日時までに入札を辞退するときは、電子入札システムにより理由を入力し辞退届を作成し、提出するものとする。なお、電子入札システムによる提出が困難な場合は、契約検査へ指定様式を用い書面により辞退届を提出するものとする。

3 入札参加者は、入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までに入札を辞退するときは、電話等で入札を辞退する旨の連絡した上、契約担当課へ指定様式を用い書面により辞退届を提

出するものとする。

- 4 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、これを撤回することはできない。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。
- 6 低入札価格調査が実施された案件の場合、入札参加者は、第1項の規定にかかわらず、落札者決定までは、入札を辞退することができる。
- 7 低入札価格調査が実施された案件の入札参加者は、開札開始日時以降、落札者決定までに入札を辞退するときは、電話等で入札を辞退する旨の連絡した上、契約担当課へ指定様式を用い書面により辞退届を提出するものとする。

(未入札)

第4条 入札参加者が、当該入札に係る公告等に示された日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。
- 3 指名競争入札において、入札をした者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(開札立会人)

第7条 開札の執行に当たり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。

(入札の無効)

第8条 規則第97条の2に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 必要事項を欠く入札書
- (2) 明らかに談合であると認められる入札書
- (3) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した入札書
- (4) 開札日より前に有効期限が切れるICカードで行った入札書
- (5) 開札時に内訳書（事後審査方式の制限付一般競争入札にあつては内訳書及び（配置技術者等）調査票とする。以下同じ。）が添付されていない入札書

- (6) 内訳書の一部が未入力である入札書
- (7) 当該入札以外の内訳書が添付されている入札書
- (8) 入札書の入札金額と内訳書の合計金額が一致しない入札書
- (9) 事前公表した予定価格を超える金額の入札書
- (10) 事前公表した最低制限価格を下回る金額の入札書
- (11) 事前公表した価格による失格基準を下回る金額の入札書
- (12) 入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札書
- (13) 入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5に満たなかった入札書
- (14) 総合評価落札方式において、技術資料の提出がなかった者、白紙で提出した者又は提出された技術資料が評価に値しないと認められた者のした入札書
- (15) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札書
  - ア 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
  - イ 記名押印を欠く入札書
  - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- (16) その他市長が定める入札条件に違反した入札書

(落札者等の決定)

- 第9条 事前審査方式の制限付一般競争入札及び指名競争入札においては、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合は予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- 2 事後審査方式の制限付一般競争入札においては、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合は予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格を満たしていると確認したときに落札者として決定する。ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、当該最低価格に次いで低い価格の入札者から、入札参加資格がある者を確認できるまで順次審査を行い、落札者を決定する。
- 3 前2項の場合において、最低制限価格に代えて調査基準価格を設けた場合で、落札候補者の入札価格が価格による失格基準以上で、かつ、調査基準価格を下回るときは、低入札価格調査を実施する旨の宣言をする。
- 4 総合評価一般競争入札においては、第1項及び第2項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「評価値の最も高い者」と読み替えて落札予定者として決定する。

(同価格等の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

- 第10条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者又は落札候補者を決定する。

(保留)

第11条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- (2) 事後審査方式による制限付一般競争入札の場合において、落札候補者の入札参加資格確認審査を後日実施するとき
- (3) 総合評価方式による入札の場合において、落札者を後日決定するとき
- (4) 開札を執行する者が特に必要と判断したとき

(入札の不調)

第12条 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札を不調とするものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第14条 入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もった入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上の額に相当する額を公告等に表示した期限までに成田市に納付しなければならない。ただし、入札保証金の一部または全部を納付しなくともよいとする表示が公告等にある場合は、それによる。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げるものをもって代えることができる。この場合において、その担保価値は、当該各号に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。なお、第6号に掲げる金融機関の保証のときは、債権者（名宛人）の表示を成田市長とする。

- (1) 国債又は地方債 時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額
- (2) 金融機関に対する定期預金債権 額面金額
- (3) 特別の法律による法人の発行する債券 時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額
- (4) 市長が確実であると認める社債 時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額
- (5) 金融機関が振り出し、又は支払保証する小切手 小切手金額
- (6) 金融機関がする保証 保証する金額

(入札保証金の還付等)

第15条 入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したときに還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後（当該契約の締結が議会の同意を要する場合で議会の同意を得られなかったときは、当該議決後）直ちに還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者に還付すべき入札保証金は、当該落札者の申出によりこれを還付しないで次条に規定する契約保証金の一部に充当することができる。

(契約保証金)

第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、低入札価格調査の対象となる入札において、調査基準価格を下回った価格で入札し落札となった者は、契約金額の100分の30以上の額を契約保証金として納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の一部また全部を納付しなくともよいとする表示が公告等にある場合は、それによる。

3 第14条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第6号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証、又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社がする保証(以下「契約保証」という。）」と読み替えるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、落札者は契約保証金の納付を免除されるものとする。

(1) 落札者が保険会社との間に成田市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき

5 前2項に規定する場合のうち、金融機関の保証、契約保証、履行保証保険又は公共工事履行保証証券のときは、債権者（名宛人）あるいは被保険者の表示を成田市長とする。

(契約保証金の還付)

第17条 契約保証金は、契約に基づく工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、還付するものとする。

(異議の申立て)

第18条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第19条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第20条 本約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、原則として電磁的な記録による方法によるものとする。

(補則)

第21条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定める電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）によるものとする。本約款及び運用基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるも

のとする。

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の規定は、令和6年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要綱の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。